

町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第9回）

議事要録

- 日時 2015年9月28日（月）18時00分～21時00分
- 場所 町田リサイクル文化センター 研修室
- 出席 委員：高橋会長、福岡委員、太田委員、篠島委員、小林(哲)委員、
八木委員、守屋委員、佐藤(臣)委員、彦根委員、
臼井委員、大谷委員、佐藤(早)委員
- 欠席 3名
- アドバイザー : 荒井氏（公益社団法人 全国都市清掃会議）
- 事務局 : 小島環境資源部長、田後循環型施設建設担当部長、水島環境資源部次長
循環型施設整備課：守田課長、三浦統括係長、黒須担当係長、市川担当係長、内海担当係長、竹内主任、田中主事
市環境政策課：宮坂担当課長
資源循環課：林統括係長
コンサルタント：株式会社 日建設計
- 傍聴者 3名
- 配布資料
 - 1 第8回連絡会でのご意見・ご要望について
 - 2 景観及び付帯機能に係わる検討スケジュール
 - 3-1 要求水準書（素案）の事業コンセプト及び施設景観の記載について
 - 3-2 2つのデザイン方針に基づいた事業者からの提案例について
 - 3-3 町田市景観計画による色彩基準について（施設景観のルール）
 - 3-4 要求水準書（素案）の煙突に関する記載について
 - 4-1 要求水準書（素案）の新管理棟内のコミュニティ施設の記載について
 - 4-2 コミュニティ施設の記載に基づいた新管理棟の平面図（参考）について
 - 5 地区連絡会及び勉強会における今後の協議事項について
 - 6-1 環境影響評価や要求水準書に添付する図面について
 - 6-2 都市計画手続きについて

1. 開会の挨拶

○ 開会の挨拶

小島部長より、開会の挨拶を行った。その後、事務局より配布資料と議題の確認を行なった。

2. これまでに頂いたご意見・ご要望について

○ 議題1 これまでに頂いたご意見・ご要望について

資料1を用い、事務局から、第8回連絡会で委員から頂いたご意見・ご要望に対して検討した結果について説明した。

(以下、質疑応答)

- ・高橋会長 長岡市のバイオガス化施設の騒音・振動・臭気に関する規制値は国の基準だったのか。
- ・事務局 国の基準値となる。
- ・守屋委員 資料1にて、災害に強い施設をコンセプトの1つとして記載されているが、市民が被災した際に抛りどころとなる防災拠点としての施設という意味で、「など」と曖昧に記載せず、他の災害を具体的に想定した記載内容とできないか。
- ・高橋会長 検討していただきたい。

○ 議題2 景観及び付帯機能に係わる検討スケジュール

資料2を用い、事務局から、施設の景観及び付帯機能の検討の進め方について説明した。

(以下、質疑応答)

- ・高橋会長 私からは2点聞きたい。1点目は、要求水準書の仕様に対し、応札した事業者が数社あった場合、発注先をどのように決めるのか。
2点目は、外観デザインや機能も含めた見積り額が出るが、合計費用の安い事業者が魅力的ではないか。それをどういう基準で決めるのか。
- ・荒井アドバイザー 官公庁の入札は最低価格落札方式という方式をとっており、仕様書、要求水準書を出して施設を作ることについて、一番安い価格を提示した事業者が取ると、法律で定めた方法がある。そのため、安かろう、悪かろうという提案もある可能性がある。それを避けるため、平成18年頃から総合評価落札方式という方法を使うようになっている。それは、価格と技術の両方を評価し、価格の点、技術の点で優れた提案を採用する方式である。
その方法は、落札者決定基準をつくり、価格と技術の配点、価格と技術の点の算出の仕方をあらかじめ決める。景観も評価基準を決め進めている。品質と価格を総合的に評価し、良いところを採用する。
2016年4月に入札公告を出す、その際にあわせて評価基準を発表する。その基準の決定時に、学識経験者の意見を聞くことが決められており、選考委員会で基準を決めていくことになる。
- ・高橋会長 そのように点数を付けると、外観の評価などは差が付かないだろうと考えている。我々は、要求水準書の中で、きちんと標準を決めて、それ以上のものをお願いするだけである。
- ・荒井アドバイザー 資料3-4の一番下にある新武蔵野クリーンセンターの外観だ

が、選考委員会と同様の委員会に建築の専門家があり、その方が基本的なデザインを決めて提示した。それに合ったデザインを提案で求めた。この時に2社応札したが、落札した事業者は技術点、価格点の両方が良かった。良いものが安く買えた。そういうケースもある。価格点は非常に低い、技術点良かったために落札したケースも全国的にはある。そうならないため、工夫していく必要がある。

- **高橋会長** デザイン案を初めに町田市が出すのであれば、我々もよし悪しについて意見し、事前に見られて非常に安心だと思うが、それは町田市ではやるのか。
- **田後循環型施設建設担当部長** ベース（提案例）は地区連絡会で提示し、意見を頂き、それを要求水準書に反映して選考委員会にて検討していこうと考えている。
- **高橋会長** 我々も意見を出せるならば、お願いしたい。もう一つ聞きたい。これはPFI方式で進めるとの説明だったが、見積りは、建設費と運営費、メンテナンスも含めて、一括の見積りになるのか。
- **田後循環型施設建設担当部長** 契約は別々になる。ただ、事業としては1つであるから、落札事業者をベースとしたもので進める。例えば落札企業が建設から最後まで面倒を見る。その間に、建設部分と維持管理部分と別々に契約行為を起し、それを進めていくという方法になる。
- **高橋会長** 建設会社と運営・管理が別というのは、実際問題として考えられない。
- **田後循環型施設建設担当部長** 基本的に、一連の事業の中で進める。ただ、予算確保の面から別々に契約をするだけで、事業としては1つとなる。そのため、見積りも建設費、維持管理費と別々にする予定である。
- **高橋会長** 我々は、稼働後のメンテナンスの方法や、工場の運営をどう進めるかに非常に関心がある。なるべく早い時点で町田市と環境保全協定を結ぶことを考えているが、運営や運転管理その公表も含め、その事業者が行う。事業者が協定を守るように、契約か何かの形できちんに行うのか。
- **荒井アドバイザー** 今回の事業方式はDBOと呼んでいる。DBOとは、デザイン、ビルト（建設）、オペレート（運転）をするということ。契約は建設と運営管理が一体的な契約になる。

運営は、建設を行った代表企業を中心として運営管理会社を新たに設立し、そこが運営を行う。これは、町田市なら町田市の運営をするためだけに会社を作り、運営していくような状態。そうすると、他の事業に手を出して会社が倒産して運営管理が継続不能になる事はない。「倒産隔離」の機能があると言われている。一般的に、運営期間は20年が普通である。町田市も同程度の期間になると考えている。

PFIは丸投げの方式という批判をよく受けるが、DBOは、月に1回あるいは四半期に1回、あるいは1年に1回にモニタリングと言って、仕事が適正に行われているかの確認を市が行うことになっている。もし要求水準書に違反することがあった場合、ペナルティを課して支払う金を減額する仕組みをとっているケースが、多くなっている。

今後、運営期間になったときに、市がどれだけ関与するかと、契約上の義務を相手にどれだけ課しておくかが成功の鍵になると思っている。

- **田後循環型施設建設担当部長** 荒井アドバイザーが説明された内容も踏まえて要求

水準書の素案を作成中である。

- ・高橋会長 地元との関わり合いを、どのように考えているのか、案の段階で説明していただきたい。
- ・田後循環型施設建設担当部長 要求水準書の素案を作っている段階だが、今言われた事も踏まえ、地区連絡会でお伝えする。
- ・高橋会長 お願いします。

最後にもう一つだけ聞きたい。9月議会で、山下議員から船橋市や市川市の例が説明された。船橋市は現在建設中だが、そこは焼却炉等のごみ処理施設と、温浴施設、コミュニティ施設等を一括して建設し、トータルの事業としてPFI方式で運営する。その運営会社は、何社か合同で運営会社を作り、建設が進んでいると聞いているが、今回の場合はそういったコミュニティ施設も含めた形でのPFI方式は検討する余地はないのか。

- ・田後循環型施設建設担当部長 現段階で、検討をする余地はない。室内プールに温浴施設を考えていると、議会でも副市長から答弁しているが、その事業の中で進める。こちらからは蒸気の供給だけを行う。新たにプールと、それに付随した温浴施設を作るのであれば、今回の事業にも入る余地はあるが、室内プールがそういう事業ではないこと、温浴施設を付帯し進めるため、今回は切り離して考えている。

最終処分場も、旧埋立地の有害物質と思われる部分の撤去も含めて、これから事業を検討していく。焼却施設は、時間をかけて検討できないため、そちらとの連携もとれない。

- ・高橋会長 その問題は、別の機会です話すことにさせてほしい。

○ 議題3 事業コンセプト及び景観に関する要求水準書（素案）の記載事項の確認

○ 議題3（1）要求水準書（素案）の事業コンセプト及び施設の景観の記載について

資料3-1を用い、事務局から要求水準書（素案）の事業コンセプト及び施設の景観の記載について説明を行った。

（以下、質疑応答）

- ・篠島委員 災害に強い施設は、大賛成だが、地震の大災害時にも自力で炉を立ち上げるとか、色々書いてあるが、震度はどのぐらいを想定して設計するつもりか。
- ・田後循環型施設建設担当部長 現状の焼却炉は、震度5強で感震装置が働き、炉を停止する。東日本大震災では5強まで表示されたが、停止しなかった。東日本大震災相当の揺れでは炉自体は完全に停止はせず、建物も損傷しない。
それ以上の基準を設け、連続稼働させるようにしていきたい。
- ・高橋会長 町田市の防災計画では、既に想定震度が出ている。東日本大震災は遠くで起った地震であるため、ここは5強ぐらいでおさまったが、首都直下型では当然5強ではおさまらない。多分6強か7ぐらいだろう。
- ・彦根委員 市が公表している、30年以内に起きる確率が70%の多摩直下型地震が6強である。
- ・荒井アドバイザー 地震の耐震性は、建築基準法上の耐震設計で確保しているが、昭和55年に建築基準法の基準が改正になって新耐震基準ができています。新耐震基準では、大体震度6強に耐えられる強さと言われている。この構造体はⅡ類と書いてあ

るが、新耐震基準で計算した1.25倍の耐震性を持たせることになる。それは建物の主要部分には損傷がない。一部に損傷があっても人命に対する影響はない。設備の一部に損傷はあるが、人命に影響の出るような重大な損傷は起きない。そういうレベルを、この構造体Ⅱ類という定義をしている。6強に1.25倍足すので、7程度までは十分耐えるだろうと言われている。新耐震基準を進めれば問題ない。警察や消防署などの災害対策を行う施設は1.5倍という耐震設計にする。清掃工場はそこまで必要ないだろう。ごみ処理機能は持たせることができる。それから人命に被害が出ない。そういう前提で、このⅡ類というのを決めている。

- ・**守屋委員** 資料3-1の事業の基本条件で、「熱回収施設等の計画にあたって」との記載だが、熱回収施設、バイオガス化施設や新管理棟、コミュニティ施設など、「等」にはそういうものが含まれるのか。

「市民が安心して生活できる災害に強い施設」の(3)の「災害時に有用な備蓄品等を保管できるスペースも確保した」の部分について、この表題のコンセプト、市民が安心して生活できるという内容は、(1)は地震などの災害に強い施設、(3)には備蓄品等と記載されているが、保管スペースだけではなく、防災場所、避難場所、そのような機能も取り込めたらいいのではないか。

- ・**事務局** 1つ目の熱回収施設等は、要求水準書(素案)では新管理棟も含めて記載している。耐震性等は、全施設を含めてのコンセプトになっている。

2つ目の、災害に強いライフラインについては、議題4で議論いただきたい。

- ・**守屋委員** 「市民が安心して生活できる災害に強い施設」の(3)に、住民の防災拠点の機能も入れたと表現して頂き、1.2の表題「市民が安心して生活できる災害に強い施設」に、「防災」等の文言を加えてはどうか。

- ・**事務局** 前段で「新施設が地域の避難施設となり」と記載し、ここが防災施設ということ、より大きな括りで書いている。一番大事なところと考え、前段でそういう位置付けにし、記載している。

- ・**高橋会長** 「新施設が地域の避難施設となり」と記載してあるため、これでよい。

- ・**田後循環型施設建設担当部長** 補足だが、町田市の新防災計画にもこのような表現をし、リサイクル文化センターが追加されている。

- ・**守屋委員** 「市民が安心して生活できる災害に強い施設」の(3)に、防災的な観点の、より上位の文言を入れていただきたい。

- ・**事務局** 1.2の(3)に防災機能も考えて追記するように進める。

- ・**荒井アドバイザー** 災害防災関係の備蓄品に何を入れるか、どのように行うかは、提案によるケースが多い。それを引き出すような評価基準を作ることが重要となる。

- ・**高橋会長** 要求水準書の具体化の中で検討していただきたい。避難人数は難しい問題だとは思ふ。

- ・**荒井アドバイザー** 今治市の事例も、人数は書いていない。備蓄品の内容も事業者の提案によった。

- ・**彦根委員** 1.2の(1)に構造体はⅡ類とか、建築非構造部材はA類と書いてあるが、これはここに書く必要があるのか。

- ・**事務局** ここは総則のため記載する必要はないが、念のために記載し、技術基準の

部分でも再度基準を示している。

○ 議題 3 (2) 2つのデザイン方針に基づいた事業者からの提案例について

資料 3-2 を用い、2つのデザイン方針に基づいた事業者からの提案例について説明を行った。

○ 議題 3 (3) 町田市景観計画による色彩基準について (施設景観のルール)

資料 3-3 を用い、町田市景観計画による色彩基準について説明を行った。

- ・高橋会長 町田市でも景観条例があり、規制対象は市が作る建物となる。よく言えば落ち着いて周囲と調和する、悪く言えば余り特徴のない色に限定しているが、これは景観条例なので仕方がない。

○ 議題 3 (4) 要求水準書 (素案) の煙突に関する記載について

資料 3-4 を用い、要求水準書 (素案) の煙突に関する記載について説明を行った。

- ・高橋会長 ベースのデザイン案が出るとの話だったが、これは煙突も含んでいるのか。
- ・事務局 煙突はデザイン案を検討しておらず、文言で規定し、その中で良いデザインを事業者に提案いただく形で考えている。

○ 議題 4 付帯機能、施設に関する要求水準書 (素案) の記載事項の確認

資料 4-1、及び資料 4-2 を用い、付帯機能、施設に関する要求水準書 (素案) の記載事項について説明を行った。

- ・太田委員 管理棟も含めた各施設の中で、ヘリポートは計画されているのか。
 - ・事務局 地域防災計画で、最終処分場が都のヘリコプターの発着地点となっているため、今後も最終処分場を発着地点として位置付けていく。
 - ・小林 (哲) 委員 現施設でコピー機を使わせてもらっているが、今後も使えるのか。
 - ・田後循環型施設建設担当部長 今の段階では決まっていない。
 - ・高橋会長 周辺町内会が感じられるメリットであるため、ぜひ前向きに検討していただきたい。
 - ・彦根委員 2階にリサイクル工房とあるのが、これは今と規模が異なるようだが、どのような機能を持つのか。
 - ・事務局 リサイクル工房は、粗大ごみの中から再生できる家具の補修や修理を行う場となる。現状と同等の規模を確保している。
 - ・守屋委員 防災拠点という位置付けで、会議室や多目的室は近隣住民の災害時の避難施設としての役割、機能は果たせるのか。
 - ・田後循環型施設建設担当部長 今のご意見を踏まえたスペースとして考えている。調理器具や横になれる和室、仕切り等も含めて検討していく。
- 高橋会長 収容人数にある程度限界はあると思うが、その中でもこのような機能を持った避難施設があるというのは心強い。

○ 議題5 今後の進め方(案)

資料5を用い、地区連絡会及び勉強会における今後の協議事項について説明を行った。

- ・高橋会長 次回開催が12月であれば、なるべく早く日程は決めて頂きたい。これについてはまた委員各位の御都合を聞いて連絡する。

2. 報告事項

○環境影響評価や要求水準書に添付する図面について

資料6-1を用い、環境影響評価や要求水準書に添付する図面について説明を行った。

- ・彦根委員 平面図にストックヤードがあるが、ここの悪臭対策はどうするのか。
- ・事務局 スtockヤードは、粗大ごみ、家具、木製家具等の大きいのが搬入された際や、資源化できるものを一時的に置く等を想定しており、収集車が運んでくるごみを置く事は想定していない。
- ・守屋委員 平面図の広場とされている部分、既存工場棟の跡地だと思うが、かなり大きなスペースで、まちづくり協議会でも跡地利用について計画をしている。東京都の自然保護条例により、植栽面積で変わるが、我々まちづくり協議会では、貴重なスペースと考えている。最終処分場、旧埋立地のように、ごみが埋まっている土地は上部利用に制限があるが、ここは無い。大部分が広場、平らで更地になるのだろうと思う。平面図の広場は緑地ではなくて、薄緑色だが、建物など上部利用はできるのか。
- ・高橋会長 埋立地の上部利用ができないのは、最終処分場の法規制から来ている。既存工場は埋立地ではないので、法律上の縛りがなく、建築物が建てられるのか。
- ・事務局 こちらは現在も都市施設「ごみ焼却場」となっている。都市施設「ごみ焼却場」と、それに合うものが建てられる場所となっているため、合うものと判断できれば建てることはできる。
- ・田後循環型施設建設担当部長 敷地面積の20%以上の緑地部分を確保することが条件になるため、その条件を守った上で建設は可能と考えている。
- ・守屋委員 都市計画法だとか建築基準法の51条、その権限は町田市長にあるのか、よくわからないが、それは別の問題としてクリアできると思う。この広場は貴重であり、有効利用したいので、前向きな検討をお願いしたい。
- ・佐藤(臣)委員 MRCが都市施設と聞いた。都市施設は、あらかじめ用途は何かを登録しなければならないと聞いたが、この広場部分も都市施設になっているのか。
- ・事務局 この敷地一体でそういう扱いになる。
- ・佐藤(臣)委員 広場の利用方法は、まちづくり協議会で色々考えているが、それを使う場合に、都市施設の目的や用途を登録しないと、施設を整備できないと聞いた。準工業を工業に変更すると、都市施設を変更するような手続はできるのか。
- ・事務局 焼却施設や粗大ごみ処理施設の敷地と考えており、関連する用途の建物を計画しているが、広場としての利用は、都市施設の中でも可能である。建物は、都市施設に該当する用途のものしか考えていない。
- ・守屋委員 ごみの施設として合ったものを、それ以外の関連性の薄いものを建てることは、用途が変わるので色々な手続が必要だと思う。広場の部分だけ用途区分、土地の利用区分を変更するなど、できる方法はあると思う。それは市の権限で、市長が

決められると思う。東京都と調整する部分もあると思う。その中で前向きに検討していただきたい。

- ・高橋会長 用途で決まっているという説明は、何度も聞いているが、制限的な言い方ではなく、将来の用途に対して、どうすればできるかを言ってほしい。
- ・事務局 次回までに、どのように考えられるかを検討させていただきたい。
- ・高橋会長 緑地は多いほうがいいが、埋立地も含め、全体利用から、平地は貴重であるため、できるだけ広くとれるような方策で考えていただきたい。

○都市計画手続について

- ・高橋会長 用途地域を、準工業地域から工業地域へ変更することだが、同じような施設が、どういう理由で変更しなくてはならないのか。
- ・事務局 用途地域の変更は、都市施設の種類を分ける事になったため行う。建設地選定の段階では、都市計画の変更は伴わないと考えていたが、東京都等と協議し、相原と上小山田にも「ごみ処理場」を作ることから、燃やす部分の「ごみ焼却場」と「ごみ処理場」と分けたほうが分り易いとの助言もあり、都市施設を2つに分けることとした
- ・高橋会長 都市施設の種類を2つに分けるために、準工業を工業地域にしなくてはならないのか。
- ・事務局 バイオガス化施設が、建築基準法で準工業地域に建築可能な施設として規定されていない。準工業地域でも、バイオガス化施設は建築基準法のただし書き許可を受ければ建てられる施設である。
東京都と協議した結果、都市施設の種類は「ごみ焼却場」と「ごみ処理場」に分けるよう指導を受けた。区域面積を測量した結果、当初と変わっていた。そうすると、都市施設の変更をかける事になる。建物はただし書きの許可で建てられるが、都市計画の用途を変更し、整合性を図ることが一番ということで、用途地域の変更も併せて行う。
- ・高橋会長 工業地域に変更した場合に、広場や既存施設の撤去後の利用に制約が出ることはないのか。
- ・事務局 都市施設「ごみ焼却場」「ごみ処理場」なので、用途地域を変えても制約が出るものではなく、逆に工業地域であれば、建てられる種類が広がる。
- ・田後循環型施設建設担当部長 ただし、騒音・振動などの環境基準は、住宅の基準で考えていく。規制値を工業地域レベルとしない。ただし、用途は変えさせていただきたい。
- ・篠島委員 急に大きな問題が出てきても、素人には何とも言いようがない。日を改め、具体的な説明を分かるようにしていただかないと、意思表示できない。
- ・高橋会長 次回に、工業地域や準工業地域の概要、どういう制約があるかについて資料を作成していただきたい。
- ・事務局 そういった形で対応させていただく。
- ・高橋会長 本件に関しては、まちづくり協議会の場でもいい。
→10月19日に説明を行なった。

3. その他

- **高橋会長** 私が前回のまちづくり協議会で質問した発酵残さの活用については回答頂けるのか。
- **事務局** 時間がおしており、本日は難しい。
- **高橋会長** 次回で結構。私の質問は、長岡市は、町田市とは方式が異なるが、バイオガスを取り出し、残りの発酵残さを乾燥し、ペレット化して、セメント会社に出している。そうすると、生ごみは完全にその場から無くなったことになる。
町田市の計画は、その残さは焼却炉で焼却するという。最終的に焼却炉で燃やすのは問題ではないか、という意見が多い。長岡市のように圧縮乾燥してセメントの原料にするようなことが、町田市ではできず、長岡市はなぜ可能かというのが、私の質問である。
- **田後循環型施設建設担当部長** 詳細は次回、回答するが、長岡市の担当者に確認した際は、落札した事業者が、系列会社の関連会社の工場にペレットを原料化するために出していると聞いた。全ての事業者が可能かどうかわからないので、今の段階では、どちらとも言えない。燃やさないことが一番の減量につながることは分かっているため、堆肥化や、燃料化という方策は、今後検討しなければと考えている。
- **高橋会長** ぜひ積極的に調べていただきたい。

4. 閉会挨拶

○ 閉会の挨拶

田後循環型施設建設担当部長より、閉会の挨拶を行った。

(21時 閉会)